

この滝桜の子孫木として田村市内にも多くの桜が存在します。その代表的なものは滝桜の姉妹桜といわれる大越町栗出の「永泉寺の桜」(樹齢約400年)です。永泉寺の桜は福島県の天然記念物に指定されており、指定年月



1_永泉寺の桜 2_弁天ザクラ
3_馬酔木沢の桜 4_お伊勢様の鏡摺石ザクラ

今回は、時節柄その桜にスポットをあて、市内にある桜の中で天然記念物に指定されているものの紹介をしていきます。

日は昭和30年2月4日と県指定記念物の中では比較的古いほうです。ほかに子孫木の中で、市の天然記念物に指定されているものは、滝根町神俣の「剛叟寺の枝垂桜」(樹齢約400年)、同じく「大雷神社の枝垂桜」(樹齢約350年)、船引町笹山の「大聖寺のベニシダレ」(樹齢約250年)、船引町南移の「松岳寺のシダレザクラ」(樹齢約250年)の4本です。

滝桜の流れをくむシダレザクラではないものの市の天然記念物に指定されている桜もあります。滝根町菅谷の「弁天ザクラ」(樹齢約400年)都路町岩井沢の「馬酔木沢の桜」(樹齢約200年)、同じく「中作の種蒔き桜」(樹齢約350年)、常葉町早稲川の「お伊勢様の鏡摺石ザクラ」(樹齢約500年)、常葉町久保の「大黒天の大ザクラ」(樹齢約500年)、常葉町常葉の

「早稲川館ザクラ」(樹齢約650年)、船引町芦沢の「是哉寺の地藏ザクラ」(樹齢約460年)の7本がそれぞれあります。現在指定されているのはこれら12本ですが、市にはほかにもすばらしい桜がたくさんあります。それらのうちの88本を「(仮称)たむらの桜88撰」として決定する事業を観光交流課で今年度行う予定です。

今回は、「お人形様」を紹介する予定です。
田村市の文化財一覧はこちら▶▶▶



※お人形様の衣替えは、朴木橋が4月10日、屋形が4月24日、堀越が4月下旬の日曜日の予定です。

田村市の文化財

『田村市の桜』

問 教育部 生涯学習課 ☎81-12115



船引地域小学校の適正規模・適正配置の進捗状況

市では、田村市立小学校適正規模・適正配置検討委員会の下記の視点(「田村スタンダード」)に基づく提言を受け、小学校におけるより良い教育環境の整備、充実した学校教育の実現に向け、5年4月を目途に船引地域小学校の統合(要田小を船引小へ、瀬川小と緑小を美山小へ、芦沢小を船引南小へ統合)について検討を進めてきました。

教育委員会による保護者や地区説明会を経て、それぞれの学校や地区において検討が重ねられ、統合に同意する旨の統合同意書が市長に提出されました。

今後は、PTA組織やスクールバスの運行経路など統合に向けた準備を進めていきます。

田村市の小学校の適正規模・適正配置を考える視点

- 「田村スタンダード」
- ①複式を生まない学級規模
 - ②学年4学級以下の学校
 - ③通学時間は、スクールバスを利用しても1時間以内



- ▶同意書提出日
- 船引小学校:1月17日 / 要田小学校:2月10日 ※写真①
 - 美山小学校:2月16日 / 瀬川小学校:2月25日 ※写真②
 - 緑小学校 :2月25日 ※写真③
 - 船引南小学校:1月31日 / 芦沢小学校:1月28日 ※写真④

問・申 教育部 教育総務課 ☎81-1213



語学留学を支援します

問・申 教育部 教育総務課 ☎81-1213

【猪狩俊郎人材育成基金制度】

本市出身の弁護士、故 猪狩俊郎先生の寄付を原資として、国際教育の推進を目的に、国際的な感覚とコミュニケーション能力を持つ人材を育成するために創設した留学支援制度です。

【4年度申込受け付け】

- 留学期間 6カ月以上1年以内
- 助成額 対象経費の総額とし、1人当たり上限200万円
- 支援対象者 ※次の条件すべてを満たす方
 - ①高等学校(福島県内のみ)、専修学校及び各種学校、高等専門学校又は短期大学に在学または入学予定であり、学力に優れ心身ともに健康である方(20歳未満に限る)
 - ②市内に引き続き3年以上住所を有している方(在籍校に入学するために市外に住所を異動した方は、入学するまでの期間)
 - ③申請時に保護者が市内に引き続き3年以上住所を有している方
- 留学先 アメリカ合衆国及び英語圏の諸外国
- 対象経費 渡航費、学費、滞在費
 - ※留学支援業者へ委託する場合は、仕様内容のうち該当するもの。
 - ※留学準備にかかる経費は対象外となります。
- 採用者数 若干名
- 申込期限 6月30日(木)まで
 - ※申し込みに必要な申請書類は、教育総務課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- その他
 - ・採用は市の選考委員会で決定します。
 - ・受付は学生の留学機会を逸しないよう開始するもので、渡航を奨励するものではありません。
 - ・詳しい内容は、教育総務課へお問い合わせください。